

# 宮城県公報

令和8年3月31日（火）  
号外第21号

## 目次

### 教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（同）
- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）
- 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁高校財務・就学支援室）
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）
- 宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（教育庁福利課）
- 職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令（教育庁教職員課）

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### 宮城県教育委員会規則第6号

#### 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務課)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされている信託の監督に関すること。</u></p> <p>(特別支援教育課)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科並びに支援学校高等学園等の入学者選考に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(10) [略]</u></p>	<p>(総務課)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに<u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する信託の引受けの許可及び監督に関すること。</u></p> <p>(特別支援教育課)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(9) [略]</u></p>

(職及び職務)

第17条 [略]

2 [略]

職	組織	職務
[略]	[略]	[略]
学びの環境サポート専門監	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題（学校に登校していない児童生徒の教育環境の整備等）への対策に関する事務を掌理する。
[略]	[略]	[略]

3 [略]

4 課（室）長は事務職員又は技術職員を、総括課（室）長補佐は事務職員又は技術職員を、課（室）長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、担当課長は事務職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、学びの環境サポート専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもって充てる。

(総合教育センター)

第31条の3 [略]

(職及び職務)

第17条 [略]

2 [略]

職	組織	職務
[略]	[略]	[略]
心のサポート専門監	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題（心のケア、いじめ、不登校等）への対策に関する事務を掌理する。
特別支援教育専門監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。
学校安全・防災専門監	保健体育安全課	上司の命を受け、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する。
[略]	[略]	[略]

3 [略]

4 課（室）長は事務職員又は技術職員を、総括課（室）長補佐は事務職員又は技術職員を、課（室）長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、担当課長は事務職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもって充てる。

(総合教育センター)

第31条の3 [略]

2 総合教育センターに企画管理部、教育推進部及び相談支援部を置く。

3 [略]

企画管理部

(1)～(6) [略]

(7) その他各部の分掌に属さない事務に関する事

教育推進部

(1) 教育職員の研修に関する事

(2) 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関する事

(3)～(5) [略]

相談支援部

(1) 教育相談に関する事

(2) その他教育相談に必要な事業に関する事

2 総合教育センターに企画管理部及び教育推進部を置く。

3 [略]

企画管理部

(1)～(6) [略]

(7) その他教育推進部の分掌に属さない事務に関する事

教育推進部

(1) 教育職員の研修に関する事

(2) 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関する事

(3) 教育相談に関する事

(4)～(6) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### 宮城県教育委員会規則第7号

#### 宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公告式規則（昭和26年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、<u>年月日及び教育委員会名</u>を記入しなければならない。</p> <p>第3条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。<u>ただし</u>、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、教育庁庁舎前の掲示及び公衆の<u>見やすい</u>場所への掲示によってこれに代えることができる。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。<u>ただし</u>、その場合第1項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文<u>及び年月日並びに教育委員会名</u>を記入し、<u>教育委員会印</u>を押さなければならない。</p> <p>第3条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。<u>但し</u>、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、<u>民営新聞への登載若しくは教育庁庁舎前の掲示及び公衆の見易い</u>場所への掲示によってこれに代えることができる。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。<u>但し</u>、その場合第1項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮 城 県 教 育 委 員 会

### 宮城県教育委員会規則第8号

#### 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和36年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第4条 条例第6条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間を含む旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。））、地方機関及び教育機関にあっては当該機関の長、市町村立学校にあっては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の<u>日程及び移動の合理性等を考慮して、目的地の最寄りの駅以外の教職員課長が別に定める地点から鉄道又は鉄道以外の交通手段を利用することが適当と認めるとき。</u></p>	<p><u>第3条の2 削除</u></p> <p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第4条 条例第7条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（<u>全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）</u>）であり、かつ、<u>当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下単に「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長（本庁にあっては所属の課長（室長を含む。））、地方機関及び教育機関にあっては当該機関の長、市町村立学校にあっては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社白石蔵王駅、古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</u></p> <p>(2) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において</p>

(2) 前号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認めるとき。

- 2 当分の間、条例第6条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、鉄道と並行して運行される新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき（当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満になる場合に限る。）。ただし、当該鉄道において、普通急行列車が運行されている場合を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認めるとき。

- 2 当分の間、条例第7条ただし書の規定により旅費を支給する場合（前項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

(証人等の旅費)

第5条 条例第14条に規定する証人等に支給する旅費は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、教職員課長と協議しなければならない。

(鉄道賃の特例)

第6条 条例第15条第2項ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる場合とする。

(1) 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道である区間において、当該乗車区間が片道70キロメートル以上100キロメートル未満となる旅行を行う場合で、所属長が、当該旅行の日程等を考慮して、特別急行列車を利用することが必要であると認めるもの。ただし、当該鉄道において普通急行列車が運行されている場合を除く。

(2) 第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場

(旅行雑費)

第5条 条例第14条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 旅行手配に係る取扱手数料
- (2) 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(転居費の算定方法)

第6条 条例第17条の規定による転居費の算定に関しては、職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

(外国旅行雑費)

第7条 条例第21条に規定する任命権者が知事に協議して定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 有料の道路又は駐車場の料金
- (2) 旅行手配に係る取扱手数料

合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教職員課長が特に必要と認める場

合

2 条例第15条第2項ただし書の規定により急行料金を支給する場合（前項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

(旅行雑費)

第7条 条例第20条第2項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

- (1) 航空券の手配に係る取扱手数料
- (2) その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 前項第1号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

- (3) 保険料
- (4) 医薬品の購入に係る費用
- (5) 携行品の購入に係る費用
- (6) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (7) 電子渡航認証システムの申請手数料
- (8) 物品の賃借料
- (9) 条例第21条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (10) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

(日額旅費)

第8条 条例第24条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、海洋総合実習船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該実習船に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 船員が定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例に定める宿泊費及び宿泊手当を支給する。

6・7 [略]

(退職者等の旅費の細則)

第10条 条例第25条第1項に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合に

(日額旅費)

第8条 条例第26条第1項に規定する日額旅費を支給する旅行は、海洋総合実習船の船員（船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員たる職員をいう。以下同じ。）が当該実習船に乗船して職務を行う場合とする。

2～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 船員が定けい港以外の地において、天災その他やむを得ない事情により上陸し、宿泊したときは、その期間について、条例別表第1の定額の宿泊料を支給する。

6・7 [略]

(外国旅行雑費)

第10条 条例第35条第2項第1号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 電子渡航認証システムの申請手数料

は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第11条 条例第26条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新住所又は新居所に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の住所又は居所と死亡地との間

(2) その他教職員課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの

2 条例第35条第2項第2号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 最低限の医薬品の購入費

(2) 任意の予防注射料

(3) 最低限の儀礼品の購入費

3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、教職員課長に協議するものとする。

を往復するものとして計算した旅費

- 2 遺族が前項第1号から第3号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費の細則)

第12条 条例第27条に規定する任命権者が知事に協議して定めるものは、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、行政職給料表に規定する6級以下の職務にある職員の例に準じて計算した旅費とする。

- 2 前項に規定する旅費を超えて旅費を支給する場合には、所属長は、教職員課長と協議しなければならない。

(旅費の調整)

第13条 条例第30条の規定に基づく職員等の旅費の調整に関しては、次項に定めるもののほか、職員等の旅費支給規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

2 [略]

(1) [略]

(2) 宿泊手当 宿泊手当の2分の1の額が朝食又は夕食に係る費用の1食当たりの実費を超えることとなる場合には、条例第16条の規定にかかわらず実費額

(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)

(旅費の調整)

第11条 条例第41条の規定に基づく職員等の旅費の調整に関しては、次項に定めるもののほか、職員等の旅費支給規程(昭和35年宮城県訓令甲第23号)第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「教職員課長」と読み替えるものとする。

2 [略]

(1) [略]

(2) 旅行雑費 全路程において貸切バスを利用する旅行には支給しない

(3) 宿泊料 宿泊料の額が実費を超えることとなる場合には、条例別表第1第1号の規定にかかわらず実費額

(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)

第14条 所属長は、附属機関の構成員等の給与条例第8条及び第9条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。

第12条 所属長は、附属機関の構成員等の給与条例第8条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を出し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規則第10条及び第11条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第9号

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和51年宮城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(徴収期限の変更及び分割徴収)</p> <p>第2条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は3回を限度として分割して納付することができる。</p>			<p>(徴収期限の変更及び分割徴収)</p> <p>第2条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は3回を限度として分割して納付することができる。</p>		
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 4月1日から同月15日（通信制の課程における就学に係るこの号に規定する申請にあっては、同月末日）までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第4条の認定の申請（以下この項及び第4項において「申請」という。）をした者（転入学、編入学、復校又は転籍（以下「転入学等」という。）をした者であって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をしたもの（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）	その年度の第1期から第4期までの授業料又は当該年度の受講料	その年度の末日	2 4月1日から同月15日（通信制の課程における就学に係るこの号に規定する申請にあっては、同月末日）までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第4条の認定の申請（以下この項及び第4項において「申請」という。）をした者（転入学、編入学、復校又は転籍（以下「転入学等」という。）をした者であって、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日が月の初日以外である場合にあっては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をしたもの（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）	その年度の第1期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から3月を経過した日
			2の2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者	その年度の第1期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から6月を経過した日

			3 7月1日から同月15日までの間に申請をした者（転入学等申請者を除く。）又は当該期間中に就学支援金支給法第17条の規定による届出（以下この項及び第4項において「届出」という。）をした者	その年度の第2期分の授業料	徴収期限から3月を経過した日
3 4月1日から同月15日までの間に高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定の申請をした者（転入学等申請者を除く。）及び前年度に当該支援金の認定を受けている者	その年度の第1期の授業料	その年度の末日			
			4 第2号の規定に該当することにより受講料の徴収期限の変更が認められた者であつて、その年度の7月1日から同月15日までの間に届出をした者	その年度の受講料	第2号の右欄に掲げる日から3月を経過した日
4 7月1日から同月15日までの間に高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定の申請をした者（転入学等申請者を除く。）又は収入状況の届出をした者	その年度の第2期から第4期の授業料	その年度の末日			
5 10月1日から同月末日までの間に申請（通信制の課程における就学に係るものに限る。）をした者（同月1日前から引き続き当該課程に在学している者及び転入学等申請者を除く。）	その年度の受講料	その年度の末日	5 10月1日から同月末日までの間に申請（通信制の課程における就学に係るものに限る。）をした者（同月1日前から引き続き当該課程に在学している者及び転入学等申請者を除く。）	その年度の受講料	徴収期限から3月を経過した日
			6 その年度の前年度の申請又は届出によりその年度の4月から6月までの各月分の高等学校等就学支援金の支給が予定されている者	その年度の受講料	徴収期限から6月を経過した日
6 [略]	[略]	[略]	7 [略]	[略]	[略]
<p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、第1項の表の第2号から第6号までの左欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があつた後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、授業料の徴収期限の変更や減免等に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>			<p>2・3 [略]</p> <p>4 校長は、第1項の表の第2号から第7号までの左欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があつた後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、授業料の減免等に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>		

附 則

この規則は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）の施行の日から施行する。

宮城県教育委員会訓令甲第1号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和42年宮城県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務、<u>宮城県教育委員会の権限に属する事務のうち教育長が専決することができる事務及び財務事務その他の補助執行に係る事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 各課室共通</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項名</th> <th style="text-align: center;">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [略] (1)～(10) [略] <u>(11) 子育て部分休暇の承認及びその取消し（一部の取消しを含む。）</u> <u>ア 課長</u> <u>イ 課長に相当する職及び総括課長補佐</u> <u>ウ ア及びイ以外の職員</u></td> <td style="text-align: center;">[略]  副教育長 課長 総括課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(12)～(19) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(10) [略] <u>(11) 子育て部分休暇の承認及びその取消し（一部の取消しを含む。）</u> <u>ア 課長</u> <u>イ 課長に相当する職及び総括課長補佐</u> <u>ウ ア及びイ以外の職員</u>	[略]  副教育長 課長 総括課長補佐	(12)～(19) [略]	[略]	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務及び財務事務その他の補助執行に係る事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 各課室共通</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項名</th> <th style="text-align: center;">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [略] (1)～(10) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>(11)～(18) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(10) [略]	[略]	(11)～(18) [略]	[略]
事項名	専決者												
1 [略] (1)～(10) [略] <u>(11) 子育て部分休暇の承認及びその取消し（一部の取消しを含む。）</u> <u>ア 課長</u> <u>イ 課長に相当する職及び総括課長補佐</u> <u>ウ ア及びイ以外の職員</u>	[略]  副教育長 課長 総括課長補佐												
(12)～(19) [略]	[略]												
事項名	専決者												
1 [略] (1)～(10) [略]	[略]												
(11)～(18) [略]	[略]												

2～6 [略]	[略]
7 [略]	
(1)～(14) [略]	[略]

(2) 総務課

事項名	専決者
1～2 [略]	[略]
3 職員の人事等に関する事務（教職員課の分掌に係るものを除く。） (1) 教育庁の職員（本庁の課長補佐（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある者及び地方機関の次長の職以上の職にある者を除く。）及び学校以外の教育機関の職員（次長の職以上の職にある者を除く。）の休職	課長
(2) 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）第6条第1項第11号に規定する職員の任免及び命職	課長
(3)～(11) [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 県費負担教職員の人事等に関する事務（教職員課の分掌に係るものを除く。） (1) 学校栄養職員及び事務職員（臨時的任用職員を除く。）の任免及び命職	副教育長
(2) 学校栄養職員及び事務職員の休職	課長
(3)～(9) [略]	[略]
6～10 [略]	[略]
11 各種行事の後援の承認	

2～6 [略]	[略]
7 [略]	
(1) 各種行事の後援の承認 ア イ以外のもの イ 定例的なもの	副教育長 課長
(2)～(15) [略]	[略]

(2) 総務課

事項名	専決者
1～2 [略]	[略]
3 職員の人事等に関する事務（教職員課の分掌に係るものを除く。） (1) 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）第6条第1項第10号に規定する職員の任免、休職及び命職	課長
(2)～(10) [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 県費負担教職員の人事等に関する事務（教職員課の分掌に係るものを除く。） (1) 学校栄養職員及び事務職員（臨時的任用職員を除く。）の任免、休職及び命職	副教育長
(2)～(8) [略]	[略]
6～10 [略]	[略]

(1) (2)以外のもの	副教育長
(2) 定例的なもの	課長

(3) [略]

(4) 教職員課

事項名	専決者
1 職員((1)から(13)までについては、教育職員に限る。)の人事等に関する事務	
(1) 校長、副校長及び教頭以外の職員の休職	課長
(2) 助教諭、養護助教諭及び常勤講師(臨時的任用職員を除く。)の任免及び命職	副教育長
(3)～(14) [略]	[略]
2 [略]	[略]
3 県費負担教職員((1)、(2)及び(4)から(10)までについては、教育職員に限る。)の人事等に関する事務	
(1) 校長、副校長及び教頭以外の職員の休職	課長
(2) 助教諭、養護助教諭及び講師(臨時的任用職員を除く。)の任免及び命職	副教育長
(3)～(11) [略]	[略]
4～5 [略]	[略]

(5)～(11) [略]

別表第2 (第2条関係)

(1) 各機関共通

事項名	専決者
1 [略]	
(1)～(11) [略]	[略]
(12) 子育て部分休暇の承認及びその取消し(一部の取消しを含む。)	所長等

--	--

(3) [略]

(4) 教職員課

事項名	専決者
1 職員((1)から(12)までについては、教育職員に限る。)の人事等に関する事務	
(1) 助教諭、養護助教諭及び常勤講師(臨時的任用職員を除く。)の任免、休職及び命職	副教育長
(2)～(13) [略]	[略]
2 [略]	[略]
3 県費負担教職員((1)及び(3)から(9)までについては、教育職員に限る。)の人事等に関する事務	
(1) 助教諭、養護助教諭及び講師(臨時的任用職員を除く。)の任免、休職及び命職	副教育長
(2)～(10) [略]	[略]
4～5 [略]	[略]

(5)～(11) [略]

別表第2 (第2条関係)

(1) 各機関共通

事項名	専決者
1 [略]	
(1)～(11) [略]	[略]

(22)～(26) [略]	[略]	(21)～(25) [略]	[略]
2～8 [略]	[略]	2～8 [略]	[略]
(2) [略]		(2) [略]	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県教育委員会訓令甲第2号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成2年宮城県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の安全及び衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)及びその他の法令に別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員 本庁及び地方機関等の一般職の職員をいう。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、所属長、<u>産業医</u>その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。</p> <p>(産業医)</p> <p>第11条 <u>法第13条に基づき産業医を本庁及び地方機関等に置く。</u></p> <p>2 <u>産業医</u>は、教育委員会が選任する。</p> <p>(産業医の職務)</p> <p>第12条 <u>産業医</u>は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の安全及び衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「<u>安衛法</u>」という。)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)及びその他の法令に別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員 本庁及び地方機関等の一般職の<u>常勤職員</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、所属長、<u>健康管理医</u>その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第11条 <u>健康管理医とは安衛法第13条に規定する産業医をいい、本庁及び地方機関等に置く。</u></p> <p>2 <u>健康管理医</u>は、教育委員会が選任する。</p> <p>(健康管理医の職務)</p> <p>第12条 <u>健康管理医</u>は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要と</p>

職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 作業環境の維持管理に関すること。

- (4) 作業の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。
- (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長、衛生管理者等を指導し、助言することができる。

3 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の選任)

第13条 所属長（本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。）は、所属職員（本庁にあっては本庁職員）のうちから、法第12条第1項及び第12条の2の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を選任しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(衛生管理者及び衛生推進者の職務)

第14条 衛生管理者又は衛生推進者は、安全衛生管理者及び産業医の指揮を受け、職員の健康に配慮し、職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

(1)～(3) [略]

2 [略]

する職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長、衛生管理者等を指導し、助言することができる。

3 健康管理医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の選任)

第13条 所属長（本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。）は、所属職員（本庁にあっては本庁職員）のうちから、安衛法第12条第1項及び第12条の2の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を選任しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(衛生管理者及び衛生推進者の職務)

第14条 衛生管理者又は衛生推進者は、安全衛生管理者及び健康管理医の指揮を受け、職員の健康に配慮し、職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(作業主任者)

第 16 条 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は、当該作業に従事する職員のうちから法第 14 条の規定に基づく作業主任者を 1 名選任しなければならない。

2・3 [略]

(所掌事務)

第 18 条 職員安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、産業医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

2 [略]

(委員の構成)

第 19 条 職員安全衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 産業医（本庁所属）
- (5)・(6) [略]

2 衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) [略]
- (2) 産業医（選任されている所属所に限る。）
- (3) [略]
- (4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者であって所属長が指名する者

(報告)

第 23 条 所属長（本庁にあっては福利課長。次項において同じ。）は、委員を指名したときは、衛生委員会委員指名報告書（様式第 3 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 [略]

(健康相談)

第 29 条 産業医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(精神衛生)

第 30 条 所属長は、精神疾患予防のため、職員の融和、身上相談等に

(作業主任者)

第 16 条 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は、当該作業に従事する職員のうちから安衛法第 14 条の規定に基づく作業主任者を 1 名選任しなければならない。

2・3 [略]

(所掌事務)

第 18 条 職員安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、健康管理医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

2 [略]

(委員の構成)

第 19 条 職員安全衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 健康管理医（本庁所属）
- (5)・(6) [略]

2 衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) [略]
- (2) 健康管理医（選任されている所属所に限る。）
- (3) [略]
- (4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者であって所属長が指名するもの

(報告)

第 23 条 所属長（本庁にあっては福利課長。次項において同じ。）は、委員を指名したときは、衛生委員会委員選任指名報告書（様式第 3 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 [略]

(健康相談)

第 29 条 健康管理医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(精神衛生)

第 30 条 所属長は、精神疾患予防のため、職員の融和、身上相談等に

努めるとともに、精神疾患の疑いのある者については、産業医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

2 [略]

努めるとともに、精神疾患の疑いのある者については、健康管理医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

2 [略]

別表 2

別表 2 健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	判定基準		
生活 規則 の 面	A (要休養)	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休暇勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D (健康)	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1 (要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2 (要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3 (健康)	医師による直接の医療行為又は指導を必要としないもの	

備考 健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。

別表 2

別表 2 健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	判定基準		
生 活 規 正 の 面	A (要休養)	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休暇勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D (健康)	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1 (要治療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2 (要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3 (健康)	医師による直接の医療行為または指導を必要としないもの	

備考 健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。

様式第3号

様式第3号（第23条関係）

衛生委員会委員指名報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

（所属長）

下記のとおり委員の指名をいたしましたので報告します。

所 属 所 名		職 員 数		所 在 地	
		人			
区 分	職 名 氏 名	年 齢	性 別	備 考	
委 員				安全衛生管理者	
委 員				産業医	
委 員				衛生管理者又は衛生推進者	
委 員				所属長が指名する者	
委 員				"	
委 員					
委 員					

様式第3号

様式第3号（第23条関係）

衛生委員会委員選任指名報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

（所属長）

下記のとおり委員の指名をいたしましたので報告します。

所 属 所 名		職 員 数		所 在 地	
		人			
区 分	職 名 氏 名	年 齢	性 別	備 考	
委 員				安全衛生管理者	
委 員				健康管理医	
委 員				衛生管理者又は衛生推進者	
委 員				所属長が指名する者	
委 員				"	
委 員					
委 員					

様式第4号

様式第4号（第23条関係）

\_\_\_\_\_ 衛生委員会開催状況報告書（第 回）

\_\_\_\_\_ 年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

(所属長)

下記のとおり審議し（又は決定し）ましたので報告します。

開催日時	年 月 日 時 分から 時 分	
開催場所		
出席者 ※職名・氏名記入 ※出席人数により適宜増減	議長	
	安全衛生管理者	
	衛生管理者 (衛生推進者)	
	衛生担当者	
	産業医	
	委員	
議題	審議内容・決定事項等	
◎安全衛生管理について困っていること・意見・要望等があれば記載		

様式第4号

様式第4号（第23条関係）

\_\_\_\_\_ 衛生委員会開催状況報告書（第 回）

\_\_\_\_\_ 年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

(所属長)

下記のとおり審議し（又は決定し）ましたので報告します。

開催日時	年 月 日 時 分から 時 分	
開催場所		
出席者 ※職名・氏名記入 ※出席人数により適宜増減	議長	
	安全衛生管理者	
	衛生管理者 (衛生推進者)	
	衛生担当者	
	健康管理医	
	委員	
議題	審議内容・決定事項等	
◎安全衛生管理について困っていること・意見・要望等があれば記載		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

### 宮城県教育委員会訓令甲第3号

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

#### 職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程の一部を改正する訓令

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県教育委員会が認めたものを定める規程（平成22年宮城県教育委員会訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
(1) 給与又は <u>旅費</u> の過払金に係る返納金	(1) 給与の過払金に係る返納金
(2)～(11) [略]	(2)～(11) [略]
3 [略]	3 [略]

#### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。